

## 私たちの要求 引き続き訴えていこう

10月25日(月)、長岡各界連(消費税をなくす長岡各界連絡会)では定例の消費税反対街頭行動を6名の参加でアオーし長岡前で行いました。

衆議院選挙前ではありますが、消費税の5%への引き下げ署名が3筆、チラシが6枚と、通行人の関心は今ひとつでした。ただ、シール投票で「5%に戻せ」が14枚に対し「10%でよい」が3枚ありました。

10%とした人に話を聞くと、「選挙演説で多くの党が消費税を下げるとか交付金くれるとかそんな話をするけど、これだけ国に借金があるのに、財源はどうするのか説明が無い」と不満そうでした。



消費税率が上げられ、税収が増えた分と同じくらい大企業の法人税が減税された、という事実が世間には浸透していない証拠です。こういう人たちのためにも、街頭行動などで今後も説明を続けていく必要があります。

10月31日に衆議院議員選挙が終了し、残念ながら、私たち中小・個人業者の求める「消費税の5%への引き下げ」「将来的な消費税廃止」「インボイス制度の導入中止」などを掲げた勢力は過半数に届きませんでした。私たちは引き続きさまざまな形で世論に働きかけ、中小・個人業者の要求の理解をすすめて、実現にむけて運動をしてゆきましょう。



### 年末調整・確定申告の準備

資料は早めに、送られたハガキは保管を

今の時期、税務署から各事業所あてに年末調整の書類が送られてきているかと思いますが、その他に個人あてに送られてくるハガキ・封書もあり、年末調整・確定申告で必要なので保管しておきましょう。

・ 生命保険料・地震保険料控除証明書  
(生命保険会社から)

・ 国民健康保険料控除証明書

・ 国民年金保険料控除証明書(自治体から)

・ 年金の源泉徴収票 (年金機構から1月頃に)

また12月の源泉所得税納付や年末調整で必要になる資料は早めに準備しておきましょう。

・ 賃金台帳

・ 7月に納めた源泉税の納付書控

・ 昨年の年末調整時の資料

### 労働保険事務組合よ

○一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を  
労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇っている事業主は労働保険(雇用・労災)に加入しなければいけません。また事業主も現場作業に出る際は労災保険の特別加入という制度に入る必要があります。労働保険は、事故や失業といった場面で保険給付という形で働くものの権利を守るための制度であり、長岡民商は「労働保険事務組合」としてその手続きができます。労働者を雇っている事業所でまだ加入手続きをされていない場合はすみやかに長岡民商でお手続きください。

### ○労働保険料領収ハガキ送ります

長岡民商の労働保険事務組合加入の事業所で2期労働保険料が11月1日に口座振替された所に、11月10日以降に「労働保険料等領収書」ハガキを発送します。ご確認ください。

### 長岡民商共済会よ

大腸がん検診 申し込まれた皆様へ

検体の受付(回収)期間は11月7日(日)、8日(月)です。お配りした容器の添付文書をお読みになり、それぞれの回収場所(栃尾・小国は各支部指定の場所、それ以外は民商事務所玄関前)にお持ち下さる様をお願いします。